

千葉市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について

平成24年8月23日制定

令和7年9月 1日改正

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課

特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年3月1日老企第36号）※第3の10において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。

1 「正当な理由」の判断基準

次のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算算定表及び「正当な理由」に該当することが確認できる書類を指定の期日までに市長に提出した場合、減算を適用しないものとする。

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（以下「実施地域」という。）に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- (3) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- (4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合で次のいずれかに該当しているとき。
 - ア 当該事業について、紹介率最高法人がISOの認証（ISO9000）を取得しているとき。
 - イ 当該事業について、紹介率最高法人が福祉サービス第三者評価を受けている場合（当該評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限前3年度分までのものに限る。）であって、その評価結果について、標準項目のうち実施が確認できた項目の割合（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）が90%以上であるとき。
 - ウ 通所介護の事業、通所リハビリテーションの事業又は地域密着型通所介護の事業と通所介護相当サービスの事業又は介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営している事業所であって、当該事業所が事業所評価加算を算定しているとき。
- (5) 居宅サービス計画（以下「プラン」という。）作成時点で、次のアからウに該当する

プランを除いて再計算した結果、紹介率最高法人の割合が 80% 以下になる場合又は各サービスの 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 10 件以下である場合

ア 次のサービスについて、それぞれ定める基準のいずれかに該当するプラン

(ア) 訪問介護

- a 通院等乗降介助を行っている事業所が実施地域に 5 事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（通院等乗降介助が必要な者を対象としたものに限る。）
- b 早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に 5 事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）
- c 特定事業所加算 I、II 若しくは III を取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に 5 事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（認知症高齢者の日常生活自立度が III 以上又は要介護 4 若しくは要介護 5 である者を対象としたものに限る。）

(イ) 通所介護及び地域密着型通所介護

早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に 5 事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）

(ウ) 福祉用具貸与

医師等の指示で介護機器の選定を行った者が対象であり、当該介護機器を取り扱っている事業所を位置付けているプラン

- イ 市町村若しくは地域包括センターから紹介された支援が困難な事例に該当する者が対象であるプラン
- ウ その他、市長が正当な理由と認めるもの

2 施行期日等

- (1) 本基準については、判定期間が平成 30 年度後期分（平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 2 月末日まで）であるものから適用する。

※ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について